

農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和2年11月20日 午後2時10分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員、10番委員、12番委員
4. 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
 - 議案第5号 青年等就農計画認定の審査について
 - 議案第6号 農業経営改善計画認定の審査について
5. その他
6. 会議の概要

事務局

それでは、ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長

はい、皆さんこんにちは。担い手部会がございまして、少し時間がずれ込みました。コロナの関係と香川県では鳥インフルエンザで大変な状況になっております。私の知り合いの鶏の畜産農家が泣いていますが、(処分対象が) 70万羽という状況でございます。小豆島では影響はございませんが、ただ、全国的にコロナの関係は(感染者が) 増えています。是非皆さん気を付けていただいて、日々の生活を頑張っていただきたいと思えます。
本日の議事録署名人ですが、4番委員、5番委員をお願いします。
それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

1番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の
■■■■■番畑 62㎡ について
■■■■■番地の■■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。■■■■■さんの現在の経営規模は2,183㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

はい、大変狭い土地ではありますが、■■■■■番の前に宅地があり、この宅地を■■■■■さんが借りて併せて農地の62㎡が付いてきたので問題ないと思えます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番畑 735㎡ について
4番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の
■■■■番畑 230㎡ について
■■■■番地 **■■■■**の**■■■■**さんが譲
り受け、2番の申請地では**■■■■**、4番の申請地では**■■■■**、**■■■■**を栽培す
る計画となっています。**■■■■**さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所
有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2
項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
なお、4番の申請地は、取得後3年を超えておらず、3作以上営農していま
せんが、**■■■■**さんは島外から夫と移住したものの夫が亡くなり、島内に身寄
りがいないという事情で、転出することとなったものです。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員

2番の**■■■■**番は、実は行政書士から私に連絡がありまして、**■■■■**
の畑だけでは面積が足りないため**■■■■**で無償譲渡という形で畑を作ること
になったそうです。現場を確認したところ道がなく、10年程前までは、私
も道を利用していたため（その農地については）知っております。入口に
竹が生えており、対応について事務局に聞いたところ、自分が（竹等を）
切ってでも耕作するという返事をいただいているそうです。本人が耕作希
望であるため、ご協議よろしくお願いいたします。

5番委員

はい、4番はこの**■■■■**さんという方が**■■■■**さんの家を買って、そのセット
で畑が付いてくるという形になるのですが、**■■■■**の**■■■■**
■■■■という宅地が家で、その前の所がこの議案に出ている所になります。
以前、**■■■■**地区で家に畑が付いてくるという議案があったのですが、そ
れが5アールの下限面積を満たしていないということで保留になった案件
があったかと思いますが、今回も同様で、この農地では下限面積に足りな
いため、おそらく**■■■■**の方も合わせて申請されたのでしょう。4番委員か
ら説明があったように、本人が耕作希望であるため、問題ないように思
います。

議長

この件について意見はありますか。

4番委員 少し口を挿みますが、(図面で2番の) 現在地の右隣■■■とか■■■は山林になっておりますが、私が行っていたときは畑でした。途中で非農地証明にかけたと思われます。

議長 ■■■さんは何歳ぐらいですか。

事務局 28歳です。

議長 若いですね。山の方の■■■番は道がないため(耕作は)難しいとして、こちらの下の方の■■■番■■■は耕作できますね。(■■■から)通わないといけませんか。

事務局 家も■■■の方に移るそうです。

議長 (■■■に家が)ありますか。

事務局 今は■■■(在住)ですが、■■■に移ってということにはなっています。

議長 今度(農地の)購入の際にはそこ(の■■■の家)に移るのですね。

事務局 そのように聞いています。

議長 一応、購入分は耕作されるそうです。他に意見はございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■在住の■■■さん所有の
■■■■番 ■■畑 129㎡ と
■■■■番 ■■畑 97㎡ と
■■■■番 ■■畑 406㎡ と
■■■■番 ■■畑 128㎡ の計4筆760㎡について

■■■■番地 ■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0㎡ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 はい、この4枚の畑の間の■■■■番地の宅地が売却されることになりました。それに伴い畑も購入ということです。3週間ほど前には、三角の（形状をしている）一番小さな■■■■番 ■ですが、多少の木が生えておりましたが綺麗に片づけておりました。その上の■■■■番 ■ですが、ここはすぐにも耕作できる状態で、完璧ではありませんが柵がしてあります。右側の■■■■番 ■は■■■■もありますし、奥の畑も大きな木はありますが、■■■■を作ろうと思ったらいつでも作れる状態で問題はないと考えております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番 ■畑 438㎡ について■■■■番地 ■の■■■■さんが譲り受け、申請地では■■■■を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は8,726.57㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていることはありますか。

事務局 今朝、（6番委員に）電話で確認したところ、問題ないということで聞いています。

議長 この件について意見はありますか。■■■■は（耕作）面積をかなり拡大しており、何回かこれまで（■■■さんの申請は）出ておりますので、別段問題ないと思いますが、皆さん何かございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■在住の■■■■さん所有の■■■■番 畑 471㎡ について■■■■番地■■■■号の■■■■が、住宅を建築し、カーポートを設置するための転用申請となっております。
■■■さんたちは、現在子どもと3人で、賃貸アパートで暮らしていますが、子どもの成長により手狭になってきたことから、夫婦共有での自己住宅を建築することとしています。
転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっております。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側河川に排水する計画となっております。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 こちらも、地元委員さんが欠席ですので、事務局で何か聞いていますか。

事務局 はい、こちらも（6番委員から）問題ないと聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の■■■■■番■■■■■畑 186㎡ について■■■■■番地■■■■■の娘さんである■■■■■さんが、隣接する雑種地の一部（■■■■■ 67.10㎡）と併せて住宅と車庫を建築するための転用申請となっています。

■■■■■さんは、現在両親の元で同居して3人で暮らしていますが、生活時間の違いが両親に負担となっており、現在一人暮らしの子どもと同居することにもなったため、両親と別住まいをする必要性から自己住宅を建築することとし、両親の介護を考えて隣接する父の所有地を申請地として選定しています。

なお、申請地は車庫が既に建てられており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、北側に約0.2～0.8メートルの石積擁壁を設置し、切土、盛土はなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側既存枡に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員

はい、登記では畑になっておりますが、現状は畑ではなく庭のような状況です。（譲渡人と譲受人は）親子の関係なので問題はないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号は、 在住の さん所有の
 番 畑 90 m² について

長年に渡り耕作放棄状態が続いたため、農地として復旧することが困難となったものです。耕作されなくなってかなりの年月が経っているうえ、小規模で周囲を宅地に囲まれており、非農地証明による周辺の農地における営農への支障はないものと思われます。証明を受けようとする土地は、隣接する の宅地と一体的に利用されてきたもので、宅地にある家屋は現在取り壊され、その除却に要した費用に係る借入金の返済にあたり一括して売却する予定としています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理

こちらは宅地で売買されるということですが、非農地証明で申請されております。私は順番が間違えているように思います。宅地転用等を行って売買をするのが妥当であると考えております。事務局からの説明では、 の方から非農地（証明）で農業委員会に諮ってくださいという要望がありました。 地区はほとんどが荒廃地です。これを認めてしまうと、農地がなくなってしまうため、私はこのやり方には問題があると思います。

議長

この件について意見はありますか。この件は、事前に事務局から私に説明があり、現場を見てまいりました。航空写真では宅地部分に家がございますが、実際は、家を潰してしまっただけで更地になっております。この更地が
 です。事務局から説明があったように、家を取り壊した資金を得たということで、売却をするために非農地証明でと考えているようです。職務代理から説明があったように、いかなるものかなと思います。以前、このような事例を認めたことがあるかという質問に（事務局からは）ないと返答がありました。面積が90aなので仕方ないのかなという判断で出てきたのですが、委員の皆様、これに対してご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。

職務代理

これまで農地であったものに対し、非農地証明願が提出された場合、農業委員会はどのように判断しますか。

事務局

他の山林化したところもそうですが、農地としてそのままでも支障がない

場合はずっと（農地として）残っていますが、農地の売却等（の目的が発生した際に申請があがってきて、申請に不備がない場合は審議にかけます）。

職務代理 このような申請は、順番が間違えています。

事務局 家を建てる目的で農地を他者に売却する場合は、転用の手続きが普通の流れですと（相手方に）説明はしました。

職務代理 県の農業会議に確認したら、非農地証明というのは、認めることは好ましくないと言いました。

事務局 私も農業会議や県に確認して、町の農業委員会の判断になってはいますが、県の見解としては非農地とするところは自然にかい廢したようなところで長年耕作されなかった（ところということになります）。

職務代理 荒廢地となった農地もたくさんありますが、（そのような農地に）今回のような非農地証明の申請をされたら、農地がなくなってしまいます。

事務局 本当に山林化したところは、申請が上がってこなくても農業委員会が非農地判断をするということもできるとはなっています。

職務代理 山林が（申請で）上がってきたら、それは検討したらいいでしょう。ただ、（今回のような案件が）非農地で上がってきたら検討の余地がありません。ちょっと安易に受付し過ぎではありませんか。

議長 やり方は、先程、5番委員や4番委員の案件であったように、5アールの下限面積を確保して購入しなさいというのが、本来は農業委員会として適正であると思います。（農地法第）3条で農地として購入して宅地は宅地として購入していただくのが、本来の姿勢ですね。農業委員会としては農地として残さないといけません。ましてや、ここは最近まで柿の木が植わっていました。ですから、なじり（家庭菜園）をやろうと思ったらでき、逆に、購入した人がなじりをしようと思ったら、一番いいところです。しかし、どういう判断で（申請に）きたのか、事務局としては受付せざるを得なかったそうです。（申請から受付までの一連の）流れを事務局の方が

ら説明をお願いします。

事務局 今回ですが、■■■の方で、ここは香川だから■■■とは違いますけれど■■■の方では簡単に非農地証明願が出ているからということで申請のほうを送られてきまして、農業委員会事務局としては出てきた申請というものは受付をして現地調査をして農業委員会で可否を決定するという流れが決まっていますので、農業委員会の会にかけた次第であります。申請側が言うには、農業委員会の方で（審議し）駄目というのであれば、その結果を理由とともに教えてもらえたら、次の方法をまた考えるということでは言っていました。

職務代理 これは非農地の場合、地目は何になりますか。

事務局 申請には、宅地に変更したいとありました。

職務代理 それなら、農地転用すればよいのではないですか。

事務局 転用ですが、転用申請するにはちゃんとした事業計画、家をこう建てるといった申請を上げなければいけません。私が聞く限りでは、相手方もはっきり決まっておらず、家を建てるかどうかはまだわかっていないということで、まだ転用申請を上げるような段階でないということです。

職務代理 それもわかりますが、全て非農地申請で認めていったら農業委員会の存在価値がありません。（今後も）認めざるを得なくなります。

2番委員 事務局は■■■の農業委員会に電話で確認しましたか。事実と異なっている可能性もあります。■■■のほうの農業委員会は簡単に認めています。■■■の農業委員会に確認すべきと思います。

職務代理 土地の売買のための地目変更に転用申請ではなく非農地証明願で申請されるのはいかがなものかと思います。（申請者は、）ここは農地として荒廃していると言っていますが、（実際）荒廃していません。

事務局 書類上にはなりますが、相手方が書いてきているのは50年くらい耕作していないそうです。

2番委員 そのような事実はありません。

事務局 虚偽の内容を記載していたら、それは申請側に責任があります。

議長 50年とありますが、去年には■■■■が植わっていました。それに全然きれいです。更地にずっと作っていました。確か、■■■■の叔母さんのところだったように思います。

職務代理 (叔母ではなく) 妹です。

議長 妹ですか。

職務代理 狭いところなので、どうこう言っても仕方のないことかもしれませんが、これを認めたらすべて認めなければなりません。

議長 こんな案件は認められないとするなら、今言った50年という虚偽の申請ということで保留にして突き返すしかありません。私も現場を見てきましたし、いかがなものかなど、また、地元委員の職務代理の意見を聞きながら、最後に皆さんの意見を聞いて判断をしようと思います。職務代理は今言ったような感じでございますので、今日出席の委員の皆様方の意見を聞いて判断したいと思いますが、いかがでしょうか。

職務代理 まあ、方針として、小豆島町の農業委員会で、これから(このような案件を)非農地証明で認めていくかどうかは鍵だと思います。ほとんどが荒廃地であるものを非農地にしますよね。

議長 基本的には山林化していたら、やむを得ず認めることが県や農業会議の考え方でしょうね。

事務局 山林化していれば原形復旧が困難で、毎年の利用状況調査で(農地の状況を確認しています)。

職務代理 山林化したものを非農地とすることは間違いありませんか。農地の調査ではほとんどが赤色です。(それらが非農地となっていないのは、)農地とし

	て残したいのではありませんか。また、再開したいのではありませんか。
事務局	申請が上がってきたら（山林化したものは非農地になります）。
職務代理	（申請が）上がってくるかどうかはわかりませんが、そういうことではありませんか、方針としては。荒廢地として、山林化しても地目を農地として残しておくのですよね。はっきり言って私の地元は（多くが）山です。それでも農地として残っています。それは、農地としてもう一度再開してもらいたいという思いがあるのではないですか、県や国の方針としては。
2番委員	補助事業（の対象となるか）に関係してきますね。
職務代理	そのことが言いたかったのです。それは国の方針として、どんなに荒れていても、もう一度農地として再生できないかなと、何とかしようとしているのでしょうか。
事務局	おっしゃっている国の方針として、荒廢していても復元が可能な、利用状況調査でA判定になっているところは、補助事業の対象としてまた再生できますよという判断ですが、赤色、B判定になっているようなところは復元困難ということで（補助の対象外となります）。
2番委員	職務代理が言っていることはわかります。この申請が駄目だった場合は（相手方は別の方法を）また考えるのでしょうか。50年ずっとなじりをしていのに事実と異なる申請をして、駄目だったら次の手を考えるのでしょうか、どんな手を考えているのでしょうか。
事務局	弁護士に相談するような感じではありました。
4番委員	航空写真で見てもきれいですね。
議長	一度、保留にしますか。どのように（相手方が）出てくるかわかりませんが（保留で）異議がなければ、私はそのことで相手からあれこれ言われても別段問題ありません。
2番委員	大丈夫でしょう、向こうは虚偽の申請によるものですから。

議長 50年作ってないということはありません。5カ月前に作っています。草が生えていません。

9番委員 利用状況調査の結果は赤色ではないのですね。

事務局 確認したところ、赤どころか耕地として判定されていました。

議長 農業委員が調べている結果はこうですよ（言えます）。

9番委員 何度も農地として作っているなら、非農地にはしにくいですね。

議長 他によろしいでしょうか、農業委員会では了解できなかったということで答えて、次の委員会で報告する形でいいですか。

事務局 保留でしょうか。

議長 許可しないということで、理由としては虚偽の申請内容で、50年作っていないということは現地調査や利用状況調査の結果からしてもありえないとして、現況のきちんとした農地であったということを伝えてください。

職務代理 所有者が（こちらに）いませんからね。

議長 一度それで回答してみませんか。

事務局 非農地証明で（農業委員会を）通った場合は証明印を押しますが、通らなかった場合は返戻通知というものがあまして、その一番下に返戻の理由を書いて返すようになっていますので、そこに今の旨を記載して、それで通知をするようにします。

議長 一つは現況が農地として問題はなく荒地ではないことと、もう一つは50年耕作していないということはちょっと考えられないということですね。

職務代理 非農地にした場合は、地目は何になりますか。

議長	雑種地でしょう。
事務局	申請者側は宅地として地目を変更したいようですが、建物がないため宅地は難しい気はします。農地以外の何か、雑種地ですかね、それに変わるようです。
職務代理	雑種地になるのですか。
議長	建物が建ったら宅地ですか。
職務代理	売買をするために非農地証明を出して、売り買いできる状態になっても、実際その後どうするのかと思います。
事務局	その後は、誰かそこに買い手がきたら、宅地なりに変えるのでしょうか。
職務代理	地目は決まっていなくてもいいのですか。
事務局	地目が農地でありましたら、買い手が農業をそこで行わないと買えません。農地以外であれば普通に購入できます。
2番委員	地目は誰が決めていますか。宅地にするか、雑種地にするか、農地ではないですね。
事務局	そうですね、たぶん法務局の判断になります。
職務代理	今までずっと（地目が）農地になっているのは間違いですかね。
事務局	間違いというわけではないです。
2番委員	50年耕作していないという虚偽の申請ですしね。
職務代理	地目を変えない方がいいと思います。
2番委員	固定資産税が変わります。ただ、農地の場合、売買するのが難しいです。

議長 まあ、この宅地のところに家を建て、近隣の農地を借りて、5アールという下限面積をクリアしてこの農地も手入れしてくれたら一番いいと思います。それが本来の姿です。
 そういうことで、今回は認めないということではよろしいでしょうか。

委員一同 はい、よろしいです。

議長 はい、そういうことで取扱いさせていただきます。
 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[]在住の[]さん所有の
 []番 畑 118 m² について
 2番は、[]在住の[]さん所有の
 []番 畑 269 m² について
 （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[]番地[]の[]に貸し付けるものです。
 申請地では、[]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 はい、これは農地機構が間に入っている案件です。この[]の上を[]が長年作っており、隣接するという形で別段問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第5号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、説明の前に訂正がございます。先程、再生協議会で審議していた際にも目標年を令和7年としていますが、経営開始日が令和3年になるため、令和8年の誤りです。全て目標年を令和8年にしてください。後、農業経営の規模に関する目標で現状借入地が34.7aとありますが、今現在ではまだ借入れを行っていないため、0aの誤りです。

議案第5号は、■■■■の■■■■さんからの申請となっております。農業経営の開始は令和3年1月1日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。

営農類型については■■■■で、将来の農業経営の構想としては、■■■■を中心に行い、技術向上を図りながら安定した収益確保を目指し、将来的には■■■■の加工・販売を目指すことを目標とする内容となっております。5年後には年間農業所得■■■■円、年間労働時間■■■■時間を目指すとのことです。

作付面積については5年後に80a、■■■■3tを生産する計画です。

一枚めくっていただきまして、生産方式に関する目標としては、現在所有している軽貨物自動車1台、刈払式草刈機2台、動力噴霧器ホースに加えて刈払式草刈機1台、手押式草刈機1台、動力噴霧器1台、小型耕運機1台を栽培面積や収穫量に合わせて増やす計画となっております。

経営管理に関する目標については、青色申告の実施、パソコンによる経理業務の実施を掲げています。

農業従事の態様等に関する目標については、年間120日は休日とし、繁忙期等には臨時雇用を行うとのことです。

目標を達成するために必要な措置として、刈払式草刈機、手押式草刈機、動力噴霧器、小型耕運機の購入を自己資金で行うこととしています。

議長

この件について意見はありますか。

職務代理

この方は女性で、一人で行いますか。

事務局

はい、そうです。

3番委員

移住者の方ですか。

事務局 移住されて、4年か5年になる方です。

職務代理 ■■■■■に行っている人ですか。

事務局 はい、現在■■■■■にお勤めされています。

職務代理 ということは、■■■■■を辞めて独立するということですね。

事務局 そうなりますね。

9番委員 手押し式草刈機とはどういうものですか。

事務局 手で押して草を刈るもので、写真等をお見せした方がわかりやすいですね。

9番委員 そういうものがあるのですね。

事務局 はい。

7番委員 農業は経験したことはありますか。

事務局 農業は、現在■■■■■でお勤めされているのがそうで、3年と少しになります。

7番委員 事業費で、刈払機を5万円くらいするものですが10万円と記入されていますし、手押し式とかは10万円するのですね。全然金額が違うように思います。

4番委員 この人は■■■■■の奥の方を借りて作られますよね。

事務局 ■■■■■の下のところになります。

4番委員 あの辺りに罫をかけていいですかと役場から連絡がありました。

事務局	罨をかけていいか確認には行ったと聞いてはおります。
4番委員	あの辺りは一生懸命（イノシシ等を）獲っている人がいるからどうでしょうかと言われましたが、別に地主の許可があれば問題ないため、どんどん（罨を）かけてくださいと伝えました。
7番委員	そこは■■■さんが作られているところですか。
事務局	そうですね、今の耕作状況はわかりませんが、場所としては■■■さんが作られている所を耕作しますと聞いております。
9番委員	この方は身体が大きい方ですか。32ccの刈払機はかなり大きなものになります。
事務局	そこまで背が低くて困るような方ではありませんでした。
9番委員	32ccは大きなと思いました。私の知っている限りだと一人、体の大きな方が購入していたくらいです。
議長	先程の担い手部会でも機械関係については指摘しています。普及センターの方できめ細やかに確認しないとイケませんよと伝えております。私の方からも、将来8反くらいでこんなに機械は必要ありません、草刈機一つとハンマーナイフ一つあれば草刈りは大丈夫ですと（■■■さんに伝え）、そして動力噴霧器で除草剤をする場合はその刈払機はどうしますかと質問したら、（■■■さんは）全然答えることができませんでした。要は、慣行栽培で除草剤をするのか、完全無農薬栽培をするのか、はたまた、慣行栽培で除草剤はしないのか、この方針が見えませんでした。また、この■■■の現場は炭疽病が出て困ってはいませんかと（■■■さんに）聞きました。
7番委員	あそこは日当たりが良くありませんね。
議長	そうですね。そのようなことをきちんと見えていますかと言いましたが答えられませんでした。今、耕作されているのは■■■ですが、あその農地は風通しから日当たりから素晴らしいところです。そのため、病気等何も出ないところで、そこと比べたら月と鼈です。8反で3t収穫するのは

至難の業で、はっきり言ってできませんよと伝えました。その辺りを見直して、普及センターと話し合わないといけません。本人は■■■■から小豆島で農業をしようかという気持ちで来られております。その点は是非頑張ってやってくださいとしか言いようがありませんでした。そういうことで、普及センターや農協から指導していただきながら育てていただきたいなと思いました。また、地元の4番委員や5番委員にも見守っていただきたいと思います。しかし、担い手部会のほうで■■■の■■■が来られていましたが、一度も（■■■さんに）お会いしたことないとおっしゃっていました。5番委員は（■■■さんを）よく知っていますか。

5番委員　いいえ、私もお会いしたことはありません。時間帯がずれているのか会ったことはありません。

議長　■■■さんも何回も会いに行ったが会えなかったそうです。（■■■さんは）ちょっと特異な感覚をお持ちだなと思いました。地元の農業委員とは仲良くやってくださいとは伝えました。また、■■■のことは私に聞いてもいいですし、一つの例としては、■■■さんの（やっている）方法もあります。加工販売を主体にやりたいとありますが、8反くらいで機械を購入してやる等、無茶なことはやめなさいということはお伝えしました。8反だと中途半端なことになります。とてもじゃないですが、自分で加工販売するのはできません、また委託してやってもなかなか思ったように上手くいきません。皆様方温かく見守ってやってください。なかなか女性一人ですので、あまり強く言えませんし、色々お会いしたら聞いてやってください。それでよろしいでしょうか。農業委員会としては認めざるを得ないということでもよろしいでしょうか。

委員一同　はい。

議長　せっかくやる気のある方が来ておりますので、年に何人かがこういう新規の就農者として申請されるのは誠にありがたいことです。当委員会としては承認するものとします。
次に、議案第6号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号は、[]の農業経営改善計画の認定申請となっております。[]は2回目の認定申請となります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。[]は、[]地区を中心に[]を栽培しています。経営改善の方向の概要としては、機械化によって効率化を図りそれぞれの作業性をよくすることを目標とするとのことです。法人の目標年間所得は[]万円、目標年間労働時間は[]時間となっています。主たる従業員1人当たりの年間目標所得は[]万円、目標年間労働時間は[]時間です。現在[]を180aで2t生産していますが、5年後の計画で、200aで4t生産する計画となっています。生産方式の合理化については、現在、[]栽培に不向きな田での栽培が多いため、田から畑への転作を実施しており、令和7年には収量の目標達成を目指すとのことです。また、今後、田では造園業者向けの苗木及び成木にて売り上げの増加を図るとのことです。経営管理の合理化については、繁忙期にはシルバーも踏まえた人員確保に努めて、畑での作業と[]加工及び製造を同時進行でできる環境づくりをすることです。農業従事者の態様の改善については、作業の役割分担を明確にし、個々の作業内容を分かりやすくし、目標を決めて結果の見える環境づくりを実施することです。

議長

この件について意見はありますか。継続の認定審査になりますので、そこら辺も含めてお願いします。

7番委員

会長に聞きたいのですが、現在の生産量で、現在の加工販売が[]万円や委託が[]万円とかこんなに出るものなののでしょうか。

議長

これは難しいのではないですか。収量は2町で4t、これは(1反)200kgですから、先程の[]さんですと(1反)400kgですね。80aで3t収穫しますからね。確かに2tを4tに上げることは至難の業です。彼は田から畑に変えるとは言っていました。今、彼が一番、売上げが高く、[]の加工販売と苗木とを行っているので、実質、加工販売ができるようになったら相当頑張らなければなりません。例えば、今言うトン当たりが2,000でキロ当たりの単価が出てきます。[]円ではとてもじゃありませんができません。2,400で200kg、キロ当たり[]円なので至難の業で

す。大変だと思います。しかし、本人がそのような計画を提出されていますので、誤りでしょうとは言えません。高く売れたらそれぐらいにはなるでしょう。とはいえ、今は（採油率が落ちているため）200 kg採れません。大体7～8%で平均いかないくらいでしょう。採油率が落ちていることを踏まえて、単価は■■■■円くらいでしょうね。そこは少し思うところがありますが、そう書いていますからね。

1 番委員 先程の会長の話には、■■■■での販売価格についてだけで、■■■■の売上は入っていないと思います。

議長 売上げに関しては■■■■のも入っているのでしょうか。そういうところでご理解いただければと思います。他にございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、当委員会では承認するものとし
ます。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時10分

議 長 会長

議事録署名人 4 番

議事録署名人 5 番